会 議 録 (要 旨)

会 議 名	<u></u>
開催日時	平成 25 年 10 月 30 日 (水) 午前 9 時~午前 10 時 40 分
開催場所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者:市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部生涯学習スポーツ担当部長、教育部指導担当参事、議会事務局長
	欠席者:会計管理者
議題	1 平成 25 年第 4 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論	議題1について:提案のとおり、提出議案として決定する。
(決定した方針、残された問題点、保留事項	議題2について:第4回市議会定例会の招集期日は11月28日(木)で
趣点、保留事項等を記載する。)	ある。
審 (原順一ま (○● 議 なと記容め 言構説 第 きし載はる 者成明 等発、つ)	議題1 平成25年第4回市議会定例会提出議案について (1) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務部長説明) 一般職の職員の12月期の期末手当の支給率等を改定する必要があるので、本案を提出する。12月期の期末手当において、支給率の改定等により所要の調整を行い、行政職給料表(1)及び(2)を東京都に準拠し、改定する。平成25年12月1日から施行する。なお、毎年、職員の給与改定については、東京都人事委員会の勧告に準じて実施している。主な勧告内容は行政職給料表(1)を0.2%引き下げるものである。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例 (総務部長説明) 常勤の特別職の職員の12月期の期末手当の支給率を改定する必要があるので、本案を提出する。常勤の特別職の職員の12月期の期末手当の支給率を改定するもので、平成25年12月1日から施行する。なお、一般職の職員の給与改定に準じて改正する。 (結 論) 提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

教育長の 12 月期の期末手当の支給率を改定する必要があるので、本案を提出する。教育長の 12 月期の期末手当の支給率を改定するもので、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。なお、一般職の職員の給与改定に準じて改正する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (市民部長説明)

地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)の施行 に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

個人の市民税における公的年金からの特別徴収制度の見直しについては、納税義務者が市外に転出した場合も特別徴収を継続すること及び仮特別徴収税額の算定方法の見直しをするものである。金融所得課税の一体化等については、「株式等に係る譲渡所得等」が「一般株式等に係る譲渡所得等」及び「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したこと並びに特定公社債の利子が対象に追加されたこと等に伴い、所要の規定を整備するものである。

固定資産税に関しては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告についての規定の追加をするものである。

軽自動車税については、軽自動車税の納期に係る規定を整備するものである。その他、所要の規定を整備する。

公布の日から施行するが、(1)の①の改正規定は平成 28 年 10 月 1 日から、(1)の②の改正規定は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。 (結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (市民部長説明)

地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の分離課税の改正等に伴い、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例(昭和34年村山町条

例第 20 号) 付則第 3 項から第 15 項までの規定を整備する。平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(質 疑)

- 〇 平成29年1月1日から施行であるが、条例改正は今の時期 に必要なのか。
- これまでも、地方税法の改正に対しては同様の流れで行って きている。
- もし、来年も地方税法が改正されたら、一部改正の一部改正 となるのだろうか。
- そのようになるだろう。施行前で溶け込んでいないことか ら、一部改正の一部改正となる。
- 過去にもそのような例があったと思う。
- (6) 武蔵村山市体育施設設置条例の一部を改正する条例 (企画財務部長説明)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)の施行による消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。平成 26 年 4 月からの消費税率 8%への引上げに伴い、武蔵村山市体育施設設置条例(昭和 53 年武蔵村山市条例第 31 号)別表第 3 を表のように改める。平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

金額を精査の上、提出議案として決定する。

(質 疑)

- 大南公園野球場の照明等を使用する場合の 3,080 円の税込 前の金額はいくらか。
- 2,851円である。
- 消費税率が 10%になった場合は再び値上げするのか。
- 値上げする。
- 消費税率が5%に上がったときも値上げしたのだろうか。市が直営で運営していたときには、値段はそのままだったのではないか。指定管理者が運営しているので値上げするのだと思うが、市民の負担が大きくなってしまうので、値上げしないように指定管理者に伝えられないものか。
- 消費税率が8%に上がると、指定管理者にとり、体育施設及 び体育館で40万円程度の負担が増加することから、利用料金

の値上げが必要になると思われる。

- 利用料金は指定管理者の収入となるのか。
- 指定管理者の収入となる。
- (7) 武蔵村山市総合体育館設置条例の一部を改正する条例 (企画財務部長説明)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)の施行による消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。平成 26 年 4 月からの消費税率 8%への引上げに伴い、武蔵村山市総合体育館設置条例(平成 14 年武蔵村山市条例第 17 号)別表(1)を表のように改める。平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

金額を精査の上、提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市民会館設置条例の一部を改正する条例 (企画財務部長説明)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の施行による消費税法(昭和63年法律第108号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。平成26年4月からの消費税率8%への引上げに伴い、武蔵村山市民会館設置条例(昭和58年武蔵村山市条例第16号)別表第1及び第2を表のように改める。平成26年4月1日から施行する。

(結 論)

金額を精査の上、提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市立温泉施設設置条例の一部を改正する条例 (生活環境部長説明)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の施行による消費税法(昭和63年法律第108号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。平成26年4月からの消費税率8%への引上げに伴い、武蔵村山市立温泉施設設置条例(平成14年武蔵村山市条例第1号)別表を表のように改める。平成26年4月1日から施行する。

(結 論)

金額を精査の上、提出議案として決定する。

(質 疑)

- 消費税率 8%への引上げに伴い、温泉施設の利用料が 700 円から 720 円に値上げされるが、例えば、市民会館のリハーサル室の利用料は 700 円から 710 円に値上げされている。同じ 700円にもかかわらず、値上げ後の料金が異なるのは問題があるのではないか。
- 双方の計算方法が異なっているのだろう。
- そこは説明できるようにしておくべきである。
- 改定後の料金は同じであることが望ましいだろう。
- 他市でも改定を行うと思うので、計算方法を調べてみてほしい。また、産業観光課と生涯学習スポーツ課で調整を行い、計算方法を統一してほしい。金額を精査の上、提出議案として決定したい。

(10) 武蔵村山市下水道条例の一部を改正する条例

(生活環境部長説明)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)の施行による消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。平成 26 年 4 月からの消費税率 8%への引上げに伴い、武蔵村山市下水道条例(昭和 48 年武蔵村山市条例第 45 号)第 12 条の 2 中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。平成 26 年 4 月 1 日から施行する。経過措置についてだが、第 12 条の 2 の改正規定は、平成 26 年 5 月 1 日(以下「基準日」という。)後の汚水の排出に係る同年6 月分の料金から適用し、基準日以前の汚水の排出に係る制金又は同年5 月分として算出する料金については、なお、従前の例による。料金の算定に当たっては、認定期間の各月の汚水排出量は均等に排出したものとみなして算定する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 平成25年度武蔵村山市一般会計補正予算(第5号)

(企画財務部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。 (結 論)

提出議案として決定する。

(12) 平成 25 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 平成 25 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算(第 2 号) (健康福祉部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。 (結論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市民総合センター高齢者在宅サービスセンターの指定 管理者の指定について

(健康福祉部長)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。公の施設の名称及び所在地については、名称が武蔵村山市民総合センター高齢者在宅サービスセンター、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1武蔵村山市民総合センター2階。指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者についてだが、名称は社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1、代表者は会長髙山泉。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市民総合センター地域包括支援センターの指定管理者 の指定について

(健康福祉部長)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。公の施設の名称及び所在地については、名称が武蔵村山市民総合センター地域包括支援センター、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1武蔵村山市民総合センター1階。指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者については、名称が社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1、代表者は会長高山泉。指定の期間は、平

成26年4月1日から平成31年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センターの指定管理 者の指定について

(健康福祉部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。公の施設の名称及び所在地については、名称が武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1武蔵村山市民総合センター1階。指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者については、名称が社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1、代表者は会長髙山泉。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までである。(結論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センターの 指定管理者の指定について

(健康福祉部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。公の施設の名称及び所在地については、名称が武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センター、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1武蔵村山市民総合センター1階。指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者については、名称が社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1、代表者は会長高山泉。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市民総合センター子ども家庭支援センターの指定管理者の指定について

(健康福祉部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。公の施設の名称及び所在地については、名称が武蔵村山市民総合センター子ども家庭支援センター、所在地

は武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 1 武蔵村山市民総合センター2 階。指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者については、名称は社会福祉法人高原福祉会、所在地は武蔵村山市中央一丁目 28 番地の 1、代表者は理事長高橋保子。指定の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市民総合センター訪問看護ステーションの指定管理者 の指定について

(健康福祉部長)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。公の施設の名称及び所在地については、名称が武蔵村山市民総合センター訪問看護ステーション、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1武蔵村山市民総合センター2階。指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者については、名称は一般社団法人武蔵村山市医師会、所在地は武蔵村山市本町一丁目23番地、代表者は会長押切勝。指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センターの指定管理者の指定について

(生活環境部長)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。公の施設の名称及び所在地については、名称が武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センター、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1武蔵村山市民総合センター2階。指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者については、名称は特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場、所在地は武蔵村山市中原二丁目50番地の17、代表者は理事長並木鈴子。指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までである。なお、主たる事務所の所在地は本町一丁目6番地の3から平成25年9月19日付で移転登記している。

(結 論)

提出議案として決定する。

21 武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンターの指定管理者の指定につ

いて

(生活環境部長)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。公の施設の名称及び所在地については、名称が武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター、所在地は武蔵村山市緑が丘1,460番地1111号棟1階。指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者については、名称はダイバーシティコミュ・東建社グループ、所在地は武蔵村山市大南一丁目138番地の4、代表者は特定非営利活動法人ダイバーシティコミュの代表理事森林育代。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

22 武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。公の施設の名称及び所在地については、名称が武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター高齢者在宅サービスセンター、所在地は武蔵村山市緑が丘1,460番地1103号棟1階。指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者については、名称は社会福祉法人武蔵村山正徳会、所在地は武蔵村山市伊奈平四丁目10番地の2、代表者は理事長笹本文子。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までである。(結論)

、小口 「明」/

提出議案として決定する。

23 武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター地域包括支援センターの指定管理者の指定について

(健康福祉部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。公の施設の名称及び所在地については、名称が武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター地域包括支援センター、所在地は武蔵村山市緑が丘1,460番地1103号棟1階。指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者、名称は社会福祉法人武蔵村山正徳会、所在地は武蔵村山市伊奈平四丁目10番地の2、代表者は理事長笹本文子。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

24 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

(総務部長説明)

東京都市町村公平委員会から阿伎留病院組合が脱退することに 伴い、規定を整備する必要があるので、地方自治法(昭和22年法 律第67号)第252条の7第3項の規定により、本案を提出する。 阿伎留病院組合より、平成25年8月1日をもって地方公営企業法 (昭和27年法律第292号)に規定する企業団へ移行したことに伴い、東京都市町村公平委員会の共同設置から脱退したい旨の申請があったため、地方自治法第252条の7第2項の規定により、東京都市町村公平委員会共同設置規約別表中「小笠原村 阿伎留病院組合」を「小笠原村」に改める。東京都知事へ届出の日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

25 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共 団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規 約の変更について

(総務部長説明)

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に新たに多摩六都科学館組合を加入させるほか阿伎留病院組合の名称を変更する必要があるので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 290 条の規定により、本案を提出する。

平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定 (「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に改める部分に限る。) 及び別表第2第1区の項の改正規定は、平成25年8月1日から適 用する。施行期日については、東京都市町村議会議員公務災害補 償等組合からの協議依頼文書により、平成26年4月1日からとす る。なお、都知事の許可決定は、平成26年3月中旬となる予定で ある。

(結 論)

提出議案として決定する。

26 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更にについて (総務部長説明)

阿伎留病院組合が平成25年8月1日をもって名称を変更したことに伴い、規定を整備する必要があるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、本案を提出する。

東京都市町村職員退職手当組合規約(昭和40年4月1日許可) 本則中「組織団体」を「構成団体」に改める。同規約別表第1中 「組合を組織する地方公共団体」を「構成団体」に、「阿伎留病院 組合」を「阿伎留病院企業団」に改め、同規約別表第2地方公共 団体の項第1区の欄中「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」 に改める。その他所要の規定を整備するものである。

東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定(「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に改める部分に限る。)及び別表第 2 地方公共団体の項第 1 区の欄の改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 専決処分の報告について

(建設管理担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

概要については、平成25年6月20日、市内大南一丁目121番地の28先道路において、通勤のため自宅を出た女性が境界杭の段差に足をとられて転倒し、足首を捻挫する事故が発生したものである。示談交渉については、11月末までに成立予定である。

(結 論)

報告事項として決定する。

(質 疑)

○ 示談はいつ頃行うのか。

○ 入院される前に行う予定である。
○ 早まったということか。
○ そのとおり。
(0) 東池加入の却生にのいて
(2) 専決処分の報告について
(建設管理担当部長説明)
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定に
より、議会において指定されている事項について、専決処分した
ので、同条第2項の規定により報告する。
概要については、平成 25 年 8 月 22 日、中藤地区児童館利用者
の保護者が中藤地区学習等供用施設駐車場から出庫した際、車両
の前底部に当該駐車場入口の門扉止めが接触し、車両前底部の排
気管等を損傷させたものである。平成 25 年 10 月 16 日に示談書を
取り交わし、示談成立済みである。
(結 論)
報告事項として決定する。
議題2 その他

第4回市議会定例会の招集期日は11月28日(木)である。

・非開示の別 □ 非 開 示 (根拠法令等:)

(1) 第4回市議会定例会の招集期日について

庶務担当課

企画財務部 企画政策課(内線:374)

(日本工業規格A列4番)